

新居浜市自動体外式除細動器貸出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市で開催され、多数の市民等が参加する各種イベント等の主催者に自動体外式除細動器及び付属品一式（以下「AED」という。）を貸し出すことにより、参加者等が心停止状態に陥った際の救命活動に備えるとともに、普及啓発を促進し、市民の安全と安心を守ることを目的とする。

(対象者等)

第2条 AEDの貸出対象となる行事は、営利目的以外の本市で開催されるスポーツ競技、講習会、各種イベント等（以下「イベント等」という。）とし、貸出対象者はイベント等を主催する団体等の代表者（以下「主催者等」という。）とする。

(貸出期間)

第3条 貸出期間はイベント等が開催される期間及びその前後の期間とし、最長7日以内とする。ただし、消防長が認める場合はこの限りではない。

(経費負担)

第4条 AEDの貸出は無償とする。

- 2 貸出期間中におけるAEDの運搬、維持管理等に要する経費は主催者等が負担するものとする。
- 3 貸出期間中、救命活動の実施に際し使用した電極パッドその他除細動器に付属する消耗品（以下「消耗品等」という。）に係る経費は、本市の負担とする。ただし、救命活動以外に使用した場合は、主催者等の負担とする。

(貸出条件)

第5条 AEDの貸出条件は次のとおりとする。

- (1) 消防機関等が実施するAEDに係る講習の修了者（普通救命講習修了者以上）、又は同等以上の技能を有する者（以下「資格者」という。）がイベント等の開催期間中に常時配置され、速やかに救命処置ができる体制であること。
- (2) 営利目的に使用しないこと。

(貸出手続)

第6条 主催者等は、貸出を受けようとする1カ月前までに「貸出申請書（第1号様式）」を消防長へ申し込むものとする。

- 2 消防長は、前項の申込があったときは、貸出の可否を審査し、貸出希望日の2週間前までに「AED貸出承認（不承認）（第2号様式）」により主催者等へ通知しなければならない。
- 3 前項の規定により貸出の承認を受けた主催者等は、消防長の指定する場所で「AED貸出承認（不承認）通知書（第2号様式）」により使用方法等の説明を受けた後に、貸出を受けるものとする。

(貸出中の維持管理等)

第7条 AEDの貸出を受けた主催者等は次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 常に良好な状態で管理し、使用しなければならない。
- (2) 目的以外に使用してはならない。
- (3) 転貸、又は譲渡してはならない。
- (4) AEDの設置場所等を明記し、広く周知するよう努めなければならない。
- (5) AEDを使用した場合は速やかに「AED使用報告書(様式第3号)」にて報告するとともに、点検、消耗品等の補充を受けなければならない。

(損害賠償)

第8条 主催者等の責めに帰すべき理由により、破損、故障、紛失させた場合は、「AED破損等報告書(第4号様式)」にて報告するとともに、主催者等の負担においてこれを補償し、又は修理するものとする。ただし、消防長がやむを得ない理由があると認めるときは、免除等することができる。

(返却)

第9条 主催者等はイベント等が終了した場合は、返却予定日までに指定した場所へAEDを持参し、「AED貸出承認(不承認)通知書(第2号様式)」により点検・確認等を受けた後、返却するものとする。

- 2 消防長は貸出期間中であっても次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、返還させることができるものとする。
- (1) 主催者等がAEDを使用しなくなったとき。
 - (2) 主催者等が、本要綱に違反したとき。
 - (3) その他、消防長が必要と認めたとき。

(記録)

第10条 消防長はAEDを貸し出した場合は、AED貸出記録簿(第5号様式)に記録するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(施行期日)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

附 則〔平成28年 7月 1日改正〕

この要綱は、平成28年 7月 1日から施行する。

改正内容－新居浜市応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱改正に伴う一部改正。